

# 中国への再渡航に関する Q&A

(2020年7月16日時点)

- **中国の再渡航に必要な条件は何ですか？**

3月28日以降に発給されたビザが必要になります。ビザの発給は日本のビザ申請在外公館にて行いますが、ビザの発給には省政府が発行するインビテーションレター（邀请函・招聘状）が必要になります。

- **インビテーションレター発行を申請するにはどうしたらよいですか？**

会社登記のある区の主管部門（工信局、商務局など）へ申請をします。申請先は下記リンク先にて確認をすることが出来ます。

<http://www.gdfao.gov.cn/Item/26777.aspx?from=singlemessage&isappinstalled=0>

必要書類等の手続き詳細につきましては、各主管部門に直接ご確認をお願いします。

また、インビテーションレターの宛先（日本でのビザ申請在外公館）は指定後変更できないので申請時にご注意ください。

- **インビテーションレター申請が受理されません。**

再渡航に関する招聘状申請については、重点企業リストに入っている企業から優先して受け付けるなどの制限があります。ただし各企業の招聘に関する緊急性が考慮され、申請が受理される可能性もございますので、主管部門との面談などで企業の状況を説明するなどをお勧めします。

申請が受理されない件について、ジェトロ広州事務所で相談を受け付けております。

ジェトロ広州事務所 担当：田中 李 朱 メール：[PCG@jetro.go.jp](mailto:PCG@jetro.go.jp)

- **3/28以降に発行されたビザで再渡航した後、居留許可はどうなりますか？**

ビザに記載される居留日数以上の滞在をする場合には、公安局で所定の手続きが必要となります。有効期限内の就業許可証ないし、工作許可通知書があれば、改めて居留許可証を取得することができるという見解を広州市公安局からはいただいています。その他地域については現地公安局にお問合せ下さい。

- **日本で暮らしている家族を呼び寄せたいのですが。**

現段階では復工復産に直接関係のある人員からインビテーションレターが発行されている状況です。

しかしインビテーションを発行するか否かの判断は申請を受理する当局が行いますので、ご家族のインビテーションレター申請可否については、直接各主管部門にお問合せ下さい。

以上